

群馬県

# 特別栽培

農産物

群馬県

認証



特別栽培農産物

節減対象農薬：5割減

化学肥料：5割減

※5割減の場合

## 群馬県特別栽培農産物とは？

栽培期間中の節減対象農薬使用成分回数と化学肥料量（窒素成分量）を、群馬県の慣行レベルの5割以下に削減して栽培された、群馬県による認証を受けた農産物です。認証を受けた農産物には「群馬県特別栽培農産物」の表示とマーク（認証票）を使用して販売することができます。



節減対象農薬



化学肥料  
(窒素成分)



### 栽培期間中 (生産過程等)

前作収穫終了後からの圃場管理～収穫・調製終了まで。  
栽培開始は、圃場管理又は播種のどちらか早い方となる。

### 節減対象農薬

化学合成農薬から、有機JAS適合農薬を除いたもの。  
群馬県の制度の場合は、県が別途定める農薬も除く。

### 慣行レベル

群馬県が定めた慣行的な節減対象農薬使用成分回数と  
化学肥料量（窒素成分量）

## 認証対象農産物

以下の農産物が認証対象です。

それぞれの作型や慣行レベルの数値は、県HPをご参照ください。

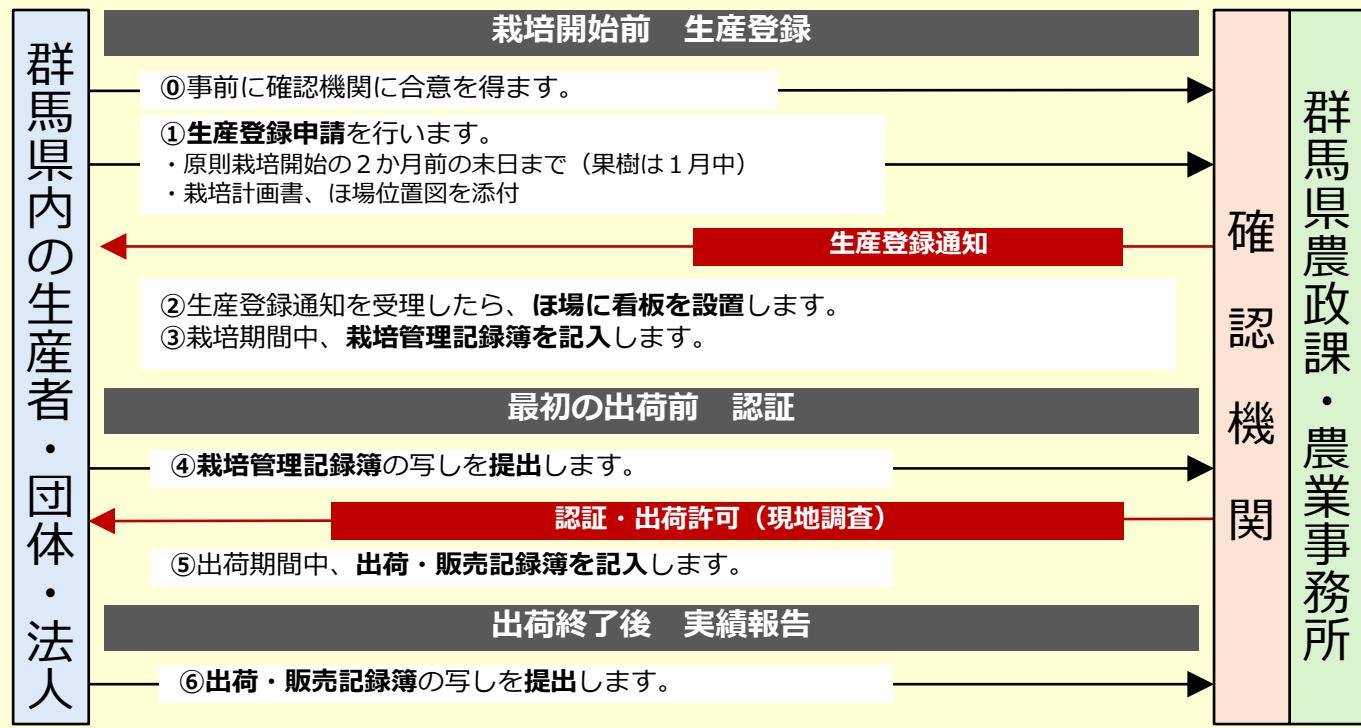
群馬県農産物生産における慣行レベル  
<https://www.pref.gunma.jp/page/9264.html>



作目	作物
野菜	キュウリ、トマト、ミニトマト、ナス、エダマメ、イチゴ、トウモロコシ、キャベツ、ハクサイ、レタス、非結球レタス、ホウレンソウ、コマツナ、チンゲンサイ、ネギ、下仁田ネギ、タマネギ、ブロッコリー、ニラ、ウド、アスパラガス、ミョウガ、フキ、ダイコン、ゴボウ、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモ
果樹	ウメ、キウイフルーツ、プラム、ブルーベリー
普通作物	水稻、ソバ、大豆、小麦、二条大麦、六条大麦
工芸作物	コンニャク

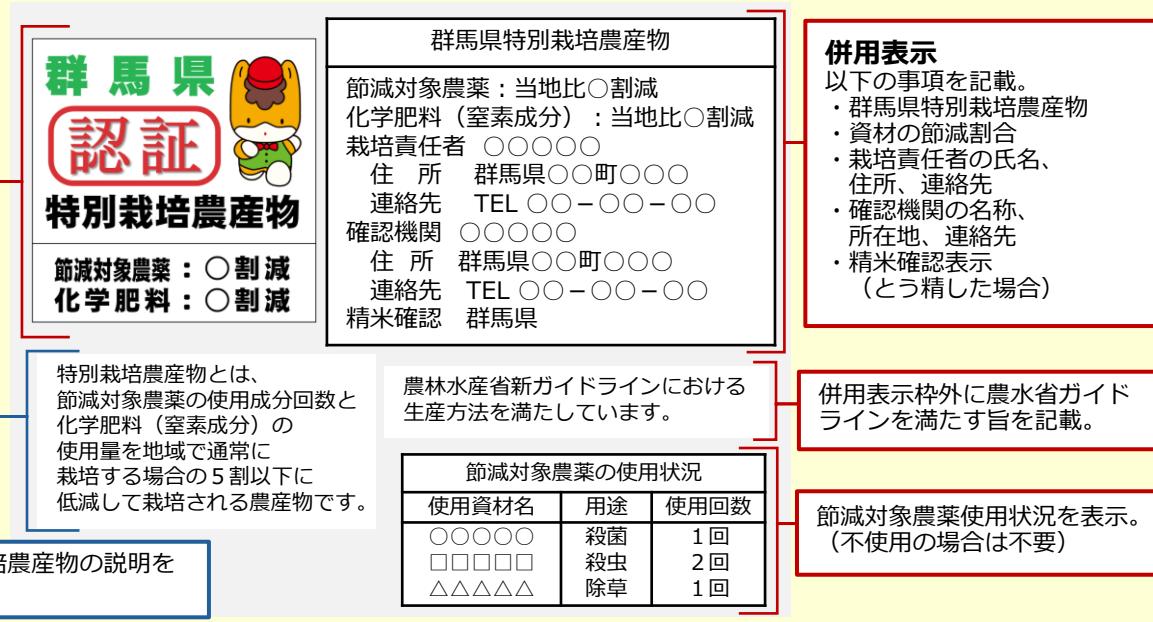
# 認証を受けるには？

- ・認証に関する事務は、群馬県の認定を受けた**確認機関**を通じて行います。
- ・まずは**生産登録**を受け、農産物の最初の出荷前に**栽培管理記録簿の写しを提出**します。
- 確認機関による確認を受けてから**認証**され、**群馬県特別栽培農産物**として出荷できます。



## 表示のルール

- ・群馬県特別栽培農産物として販売する場合は、原則として**以下のような表示が必要**です。
- ・シール以外の方法による表示やPOP等に使用する場合は、**別途申請が必要**になります。



## お問い合わせ先

これから取り組まれる方は  
該当地域の確認機関に  
ご連絡ください。

株式会社ぐんたね	0279-22-3311	群馬県全域
前橋市農業協同組合	027-261-3832	前橋市
北群渋川農業協同組合	0279-20-5577	渋川市、北群馬郡
多野藤岡農業協同組合	0274-23-4455	藤岡市、多野郡、高崎市（旧新町、旧吉井町）
有限会社 新井肥料店	027-387-2034	多野郡、藤岡市、甘楽郡、富岡市、安中市、伊勢崎市、玉村町、高崎市、前橋市
かぶら特別栽培農産物認定審査委員会	0274-64-2551	富岡市、甘楽郡
あがつま農業協同組合	0279-68-2148	東吾妻町、中之条町、高山村、長野原町
利根沼田農業協同組合	0278-50-6111	沼田市、利根郡
株式会社 生方商店	0279-53-3195	沼田市、利根郡、吾妻郡、渋川市